

# ○警察行政手続オンライン化システム運用要領の制定について

〔令和7年12月10日〕  
〔例規甲（情管デ）第92号〕

## 警察行政手続オンライン化システム運用要領

### 第1 趣旨

この要領は、警察行政手続オンライン化システム（以下「本システム」という。）を用いて行う、オンラインでの行政手続等に関する業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語

この要領において使用する用語は、次に定めるほか、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）、警察共通基盤システム及び山梨県警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第15号）及び警察共通基盤システム及び山梨県警察情報管理システム運用要領の制定について（令和5年7月6日付け、例規甲（情管シ）第24号。以下「システム運用要領」という。）における用語の例による。

#### (1) 行政手続等

申請等、処分通知等、法令の規定に基づき行われる講習等をいう。

#### (2) オンライン化警察行政手続等情報

本システムにおいて管理する、オンラインでの行政手続等に関する情報のうち、講習動画、確認テスト（講習の受講中に実施される講習内容に関する確認テストをいう。）等の講習に係るもの（以下「講習動画等」という。）を除くものをいう。

### 第3 運用体制

#### 1 警察本部

- (1) 警察本部に警察本部運用主管課長を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。
- (2) 警察本部運用主管課長は、警察庁長官官房企画課長と連携し、本業務の適正かつ円滑な運用に努めるとともに、運用全般の企画、指導及び調整を行うものとする。
- (3) 警察本部運用主管課長は、(2)に掲げる任務を遂行するに当たり、警察本部運用担当者を指定し、その任務を補佐させることができる。
- (4) 警察本部に警察本部運用管理者を置き、本業務を行う所属の長をもって充てる。なお、警察本部運用主管課長が警察本部運用管理者を兼ねることを妨げない。
- (5) 警察本部運用管理者は、警察本部運用主管課長の指導及び調整の下、所属における本業務の適正かつ円滑な実施を確保するため必要な事務を処理する。

(6) 警察本部運用管理者は、(5)に掲げる任務を遂行するに当たり、警察本部運用管理補助者を指定し、その任務を補佐させることができる。

## 2 警察署

- (1) 警察署に警察署運用管理者を置き、警察署長をもって充てる。
- (2) 警察署運用管理者は、警察本部運用主管課長の指導及び調整の下、警察署における本業務の適正かつ円滑な実施を確保するため必要な事務を処理する。
- (3) 警察署運用管理者は、(2)に掲げる任務を遂行するに当たり、警察署運用管理補助者を指定し、その任務を補佐させることができる。

## 第4 業務統計

本業務により作成された各種業務統計表については、端末装置を用いて閲覧し、及び出力することができる。

## 第5 管理機能

本業務の運用管理は、アクセス権に応じた管理機能により行うものとする。

## 第6 電子署名

本システムにより行う処分通知等には、警察庁の官職証明書に基づく電子署名を行う。官職証明書及び官職証明書の秘密鍵は、警察庁が適切に管理する。

## 第7 運用時間

本システムは、24時間運用とする。ただし、サーバの保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りでない。

## 第8 安全の確保

### 1 情報セキュリティ

本システムの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、山梨県警察情報セキュリティポリシー（山梨県警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年山梨県警察本部訓令第12号）及び当該訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する事項をいう。）に定めるところによる。

### 2 管理対象情報の分類

本業務に係る管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
オンライン化警察行政手続等情報	2（中）	2（高）	2（高）
講習動画等	1（低）	2（高）	2（高）

### 3 個人情報の取扱い

- (1) 本業務で取り扱う個人情報は、警察本部運用管理者又は警察署運用管理者の保有情報とする。
- (2) 個人情報の取扱いに関しては、本業務の目的以外での利用等の不正使用がない

ように、適正に管理すること。

#### 4 入力資料等の取扱い

入力資料及び出力資料の取扱いについては、システム運用要領に定めるところにより管理するものとする。

なお、本システムに係るシステム運用要領第7の7に定める出力資料の作成等に関する記録については、システム運用要領第7の8に定める特例措置により不要とする。

#### 5 操作担当者の指定

警察本部運用主管課長、警察本部運用管理者及び警察署運用管理者は、本業務を実施するために必要とする範囲内で、所属の職員を、所属に設置した端末装置の操作担当者に指定するものとする。

#### 6 部外への委託

本業務に係るデータ処理の部外への委託は、原則として行わないものとする。ただし、データの移行、講習動画等の管理等のため、部外へ業務委託する必要が生じた場合については、システム運用要領及び山梨県警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

#### 7 保守及び事故発生時の措置

本業務における保守及び障害発生時の措置については、システム運用要領に定めるところによる。

### 第9 その他

本システムの運用に必要な細部事項については、別に定める。